

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成28年2月8日(月) 午前10時00分から11時50分
場 所	埼玉県県民健康センター 中会議室
出席者数	12名
出席委員	明石会長、東谷委員、吉川委員、武内委員、齋藤委員、沼野委員、橋本委員、平本委員、水野委員、中村委員、生駒委員、伊地知委員
欠席委員	関根委員
諮問事項 その他	(1) 有害図書の指定について(諮問) (2) いじめ問題への取組について(報告) (3) 青少年のインターネット対策について(報告) (4) 青少年健全育成条例に基づく立入調査について(報告)

1 開 会

2 あいさつ

渡辺青少年課長

3 議事録署名委員の指名

橋本委員、平本委員

4 議事要旨

(1) 議事 (1) 有害図書の指定について (諮問)

事務局から、資料1-1～1-3に基づき説明し、図書を閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

他の県の動向はどうか。埼玉県はアクセスもいいからここで禁止してもどうか。千葉や群馬、栃木などの情報があれば教えてほしい。

また、書店ではいいが、インターネットで、アマゾンで購入できる。抜け穴があったら困るので、18禁マークがアマゾンでも規定されているのかどうかという情報が分かれば教えてほしい。

(事務局)

「図解アリエナイ理科ノ実験室2」については、まだ発行して間もないこともあるが、現在のところ他県で指定したという情報はない。ただ、平成24年度にも埼玉県でこのシリーズの「図解アリエナイ理科ノ教科書」等6冊を指定しているが、他県では、平成17年に三重県、平成22年に静岡県、香川県、平成24年に栃木県、岡山県、富山県、茨城県、平成25年に神奈川県、平成26年に大分県が、このシリーズを指定している。

「裏モノ JAPAN 9月号別冊ヤバイ悪グッズ最新版」については、私どもで得た情報では、今のところ岩手県、宮崎県、山梨県、富山県、沖縄県の5県が指定している。

なお、これは埼玉県の条例に基づくものなので、県内での販売のみが禁止されることになる。御指摘のとおり指定していない県では販売は規制されない。

(事務局)

個別指定すると、本県でこういう指定をしたということを他の都道府県に通知する。他県が個別指定をすれば私どもに通知が来る。そのような形で情報共有しながら、各都道府県において個別指定をするかしないか、それぞれの青少年健全育成条例、あるいは基準などに照らし合わせて対応することになる。

書籍のネット販売は増えてきているが、ネット販売業者は購入に際しての証

明力のある年齢確認はしていない。ただ、これを使うに当たっての規約を見ると未成年者が使うときは保護者の同意を得ることになっている。未成年者が保護者の同意を得ずにそれをしたのであれば、基本的にはその未成年者は販売をする相手ではないということになる。ただネットでの書籍販売についてはそこまでの年齢認証がされていないので、実際に子供達が購入できてしまう事実はあると思う。そうだとすれば、行政としてできることは、やはりフィルタリングである。子供たちにスマートフォンやネット機器を持たせるときには、ネットショッピングをできないように、ネット販売をするサイトなりアプリに対して接続できないように、親がフィルタリングをかけていく、あるいはネットで買いたい書籍があったときには、きちんと保護者に相談して了解を得て買っていただく形になる。後ほど、青少年のインターネット対策についての報告があるが、フィルタリングをするだけでなく、スマートフォンやネット機器をどのように使っていくかというルールやマナーに踏み込んでいかなければと思っている。従って、フィルタリングだけではなく、ネットショッピングに対して家庭や親にどのように関わらせるか、ということをしっかり考えていくことが必要ではないかと思う。青少年健全育成条例における有害図書の規定では徹底できない部分もあるが、家庭や保護者の対応を付加することによって実効性のあるものになっていくのではと考えている。

(沼野委員)

インターネットではクレジットカードで購入すると思うが、青少年はクレジットカードを作れないだろう。

(事務局)

クレジットカードを使わないで購入する場合もあるが、使って購入するケースが多い。青少年は単独ではクレジットカードを作ることはできないので、その対応はできるのではないかと思う。

(生駒委員)

聞いていて単純に、この出版社に対して何かアクションをしているのかどうか疑問に思った。きっと著作権の問題など色々あると思うが、出版社への調査や申入れは県ではできないか。

(事務局)

出版社への申入れなどは今までもしていない。新聞掲載や広報を行うので、出版社はこの本が指定されたことは知ることになると思う。また18歳以上は買うことはできるし、表現の自由や出版の自由などの権利があるので、出版社に対しての申入れはできない状況である。

(事務局)

表現の自由は最大限に尊重されなければならない権利である。そこに行政が介入することは、非常に抑制しなければならない部分がある。従って、18歳以上は購入できるが、18歳未満に対しては有害指定をして販売・交換・贈与をしないところに留めていくということである。営業の自由とか表現の自由などの法律問題と、青少年の育成、青少年の福祉の確保・増進の部分とを、どのように調整していくかということが議論になる。青少年健全育成条例は46都道府県で制定されており、それぞれ有害図書の個別指定をしており、青少年の健全育成という福祉自体を保護することも必要だが、様々な諸権利との調整の中で、行政としての対応は一定の制約があるということをお理解いただければと思う。

(明石会長)

それでは、今回諮問を受けた図書について、すべて有害指定すべきものとして知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(明石会長)

なお、知事への答申については、後ほど、事務局を通じて提出することとさせていただきますと思います。

(水野委員)

先日、有害図書についての申入れが県からあった。その後、書店商業組合の理事会で、埼玉県青少年健全育成条例の順守についてもう一度周知徹底するために、理事長名で全組合員に通知したところである。区分陳列や18才未満お断りの表示などを使うより、なるべく出版人としてのプライドという観点から、このような有害図書を取り扱わないような方向に持っていくのが出版人としてのモラルではないかというのが、理事会での大多数の意見である。私どもとしては、なるべくその方向に向かって書店商業組合一丸となって取り組んでまいりたいと思っていることを御報告させていただく。

(2) 議事 (2) いじめ問題への取組について (報告)

事務局から、資料2-1～2-5に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

資料2-2の文部科学省の4つの事例は、平成27年8月に出されている。

埼玉県はいじめの調査結果は、いつの時点のデータを踏まえたものなのか。この事例が出る前か出た後か。事例1を見ると非常に温度差がある。それを素直にいじめと見るのか、埼玉県はいじめとしないと考えているのか。だから少ないのか。資料2-3の平成26年度はいじめ認知件数は、いつの時点のデータなのか。

(事務局)

この事例が示された後で調査をかけているので、この事例がいじめだと文部科学省が発表した後の調査となっている。

(明石会長)

やはり佐賀県・埼玉県と、千葉県は差が大きい。京都府は大丈夫なのか。私は千葉県だが、これを見ると多分若いお父さんお母さんは千葉県といういやがるだろう。こんなにいじめが多いところに行くわけがないのだから。相当教師の目を通してしているのではないか。私はこのデータは信用していない。宮城県などはいじめによる自殺があって本気でやっているし、京都府の知事は全国知事会の会長だから本気でやっているはずだ。埼玉県はEテレとの啓発などを行っているから下がっている面もあるだろうが、他の県は分からない。このペーパーを見て、「えっ」という感じはする。もう一度、生徒指導主任だけでなく教員がいじめを発見するスタンダードを持たないとならない。例えば千葉県では小中学校の先生が4万人と少しいる。4万人からデータが上がってくるのだから個人差があるし難しいと思うが、ぜひ教員の研修をやっていただきたい。

もう1点は、各学校の匿名のいじめ調査について、文部科学省は基本的に年3回、最低年2回やるといっているが、埼玉県は匿名のアンケート調査を学校でさせているのか自宅でさせているのか。そういったデータがあれば教えてほしい。自宅で匿名で書かせた場合はかなり本音が出やすい。2回ぐらいやるといふとかなり言いやすくなる。

3点目は、千葉県には子どもと親のサポートセンターがあるし、いのちの電話など様々な相談窓口があるが、そういった教育委員会や知事部局のデータはどうなっているか。

(事務局)

教員の研修については私どもも全くその通りだと思っている。市町村によって凸凹があるし学校によっても多い学校と少ない学校があり、県内の各市町村、各学校の共通認識を図る必要があると思っており努めてまいりたい。

次にアンケートについては、記名式と無記名式、両方併せて、記名式をやった後に無記名式をやるなど、それぞれ複数回やってもらいたいと話をしている。小学校であれば8割が記名式で残り2割が無記名式でやっているという現状になっている。自宅でやっているか学校でやっているかについては、基本的に

私が承知しているのは学校でやっていることが多い。ただし、小中学校については、ほぼすべての学校で生活ノートという先生と子供たちのノート交換をやっており、そこで日々のノートをチェックすることで御家庭に帰った後の振り返りなどのそれぞれの意志疎通を図るようにしているところである。

3点目、教育センターで行っている電話相談の総件数は、子供フリーダイヤルと保護者から来たダイヤルと両方を合わせて、平成26年度中、1万3,053件。その内いじめの相談は607件、4.7%となっている。その他にいわゆる学校生活全般、家庭環境などの相談が多い。相談対象の年齢別でみると、実は不明が多い。不明を除くと中学生が多くなっている。

(事務局)

行政サイドの相談の対応状況については、県警の少年サポートセンターのヤングテレホンコーナーという相談窓口や、子どもスマイルネットという子供の権利擁護委員会の相談窓口がある。それから、社会福祉法人埼玉いのちの電話やNPO法人さいたまチャイルドライン、さいたま地方法務局の子どもの人権110番などで電話相談を受けたり、さいたま地方法務局の子どもの人権SOSミニレターで相談を受けたりしている。

また、年1回、相談担当者に集まっていたいただき担当者レベルの意見交換を行っている。最近の相談内容の傾向や具体的な事案についてどう対応したかなど、情報交換をさせていただいている。やはりどの相談窓口でもいじめはそれほどウェイトは高くないと伺っている。ただし、こういったところに何らかの形で相談が来た場合は、匿名の場合もあるが、学校や名前が特定できるような場合については、その情報を教育機関や警察、児童相談所などの関係機関に情報提供するような流れをしっかりと作って取り組んでいこうと申し合わせている。

(明石会長)

個人的な意見だが、深刻ないじめの場合は、学校よりも外部機関に訴える傾向があると言われている。年1回か2回くらい関係機関が集まって人的なネットワークを作ったり情報を共有化するのは非常によいと思う。

(東谷委員)

いじめは知っている先生や親に相談するのはむしろ恥ずかしくていやだという気持ちが大いいのではないかと思うので、知らないところに相談しやすい仕組みの方が大事なのかなと思う。今色々な電話相談の話があったが、電話となると人に聞かれないところで10分20分しゃべらないといけない。小学生はまだ携帯を持っていない子も多いと思うので、そういう子が人に見られないように相談はしにくいのではないか。先ほど子ども人権SOSミニレターというものが法務局にあるという話があったが、私はどういうものか分からないが、前にミニレターで自分が家でこんなことをされているというひどい虐待が発

覚したというものがあつた。電話を10分20分隠れてするというよりもカードみたいなものにトイレで書いて投函するとか、そういうものの方が相談しやすいのかなと思う。知らないところに相談しやすいものがあればいいと思う。

資料2-1、公立小学校のいじめの認知件数が増えているのは、何かあつたのかどうか分かるか。

(事務局)

目安箱のようなものは正直ないのが実態だと思う。私どもは小学校4年生以上の子どもには電話相談できるんだよというカードを配ったり、あなた自身が被害者や加害者でなくてもいじめを見たら教えてくださいね、とインターネットで受け付けるフォームを作ったりしており、それを周知している。学校現場を見ると実際のいじめは被害・加害が交錯している部分が多く、実は加害者がいじめられたと色々な所に相談するパターンが多い。学校に訊いてみるとそれは被害者ではなく加害者側が実は多くて、その対応が結構大変になっている。先ほどのいじめの事例、バスケットボールで馬鹿にされたというような話も、それだけ受け取るとその通りだが、その裏にはもっと色々な背景があるというのが現実も多く、その背景調査が大変になっている。電話で聞いたりメール相談をインターネットで受けたりするが、そこからその背景に迫っていじめを解決していくというのは学校現場としては本当に大変なことになってくる。

もう1点の、小学校が増えた理由は、答えになるか分からないが、資料2-3を御覧いただきたい。過去5年間の都道府県別の1000人当たりの認知件数は小学校だけでなく全部入っている。一番下の行、全国の平均値が出ているが、平成23年度までは数値は5である。平成24年度から極端に増えてきているのが分かると思う。この極端に増えた大部分は小学校である。何故かという、平成23年度には大津の事件が起こり、それ以来、学校現場の受け止めが、被害者がいじめられたと言えはいじめとして認知をしていこうという考え方に大きく立ち始めている。小学校になると何何君にぶたれた、何何ちゃんからバカって言われた、というのが日常的にたくさん出てくる。これを平成23年度まではそれはいじめではなく、いわゆるちょっかいとかいたずらとか喧嘩とかトラブルとして捉えて、保護者にもそのような言い方をしていたのだが、そこを幅広く取る、特に小学校で日常的な、些細と言っては怒られるかもしれないが、そうした小さなトラブルもいじめとするケースが大変増えてきた。その傾向が現在もまだ続いている。ただ、比較的埼玉県はそれを緩やかに認知している状況だと考えている。一方で千葉県、京都府では、小学校で爆発的に増えたというのがこの件数に反映しているという形になっている。そのような傾向だということをお理解いただきたい。

(橋本委員)

認知件数に関しては、確かに認知の差があるので変わってくるのかなと思う。

先ほども話題に出たSOSの相談とかいじめのアンケートなど、ここ数年いじめに対して取組をきちんとやっけていこうとしていると思うが、傾向として子供たちはどんな形であってもいじめを訴えやすくなっているのかどうか。例えば電話相談の件数ではいじめが占める割合は少な目とはいいながらも、比較的訴えるケースが増えてきたなという印象があるのかどうか。私はスクールカウンセラーで学校に入っているが、実は今年ぐらいから、学校の意識も対応も違っていると思う。いじめを訴えてそれに対してケアを受けるということ自分の意志で言い出して私のところにやって来るケースが、結構今年は増えたという印象を持っている。つまり、啓発活動などは数年かかると思うが、どのくらい効果があるのか、印象でかまわないので伺いたい。

いじめられた児童生徒への対応等の調査結果が出ているが、やはり現場に出てスクールカウンセラーをやっていると、いじめの事実関係を把握したり、いじめた、いじめられた、という当事者に対するケア、対応についてはやはりクローズアップされるが、その際に実はほかのクラスの他のところにまた歪みが生じていて、次から次へといじめが見え隠れし始めていたり、クラス全体がまとまらなくなったりすることが起きている。起きている事柄への対応と同時に全体へのいじめ絶対許さないよ、人を傷つけたりとか、悲しい思いをするクラスは嫌だよ、というような、担任の先生あるいは学年としての発言等があることでまた落ち着いたり、あるいは他にも嫌な思いをしている子が発言したりすることが出てきたりする。いじめられた児童生徒への対応というところは多分調査の項目がすでに用意されているのだと思うが、そのときにクラスに対する指導とかどんな再発防止等の手だてを取ったのかなどの調査結果が併せてあるといいなと思った。

(事務局)

1点目、いじめが訴えやすくなってきているかどうか、という点については、先ほどお示しした資料だと資料2-1の3頁、平成25、26年度の2か年の比較なのであまり有意な数値ではないかもしれないが、「本人からの訴え」の割合が小学校で20.9%から19.6%、中学校で23.2%から26.4%、高校で34.4%から25.8%ということなので、ここ数年大きな数字の変化はないのかなと思っている。そう見ると、本人が訴えやすくなっているのかどうかという点では、さらに努力をしていく必要があるだろうと考えている。ただ、いじめというと弱い者がいじめられると思いがちで、いじめられている方に恥ずかしさがあり、親に心配をかけたくないということがあるので、やはり学校以外のところからの認知についても、本人がもっと言えるようにハードルを低くする一方で、引き続きそういった努力も併せて行っていきたい。

2点目は、いじめをどう啓発していくのか、という御質問かと思う。私どもでは、各学校でいじめの防止についての人間関係づくりの啓発事業を実施していただいている。例えば、様々な学校での取組があるが、一番多いのは、自分

たちでいじめをなくそうとか、いじめを見つけたら注意をしようとか、自分たちでいじめをなくしていくという子供たちの自発性を促していく取組が、今一番学校と一緒に行動しているものである。中には各クラスが話し合っていて私たちはこうします、いじめられている子を見たら必ず先生に言います、とか、必ず友達の中で問題にして話し合います、とかを各クラスで宣言して、学校で集めていじめ撲滅宣言という形で子供達自身で考えさせて宣言をさせたり、あるいは、他人の痛みが分かるとか、皮膚感覚で人を理解できるようなトレーニングを学校の中で行ったり、人間関係をどう作っていくかとか、人の痛みを自分の痛みとして捉えられるような体験活動のようなものも行う取組など、様々なモデル事業を行って、そのモデル事業を各学校で共有しながらすべての学校でそういった取組が行えるように促しているところである。

(3) 議事 (3) 青少年のインターネット対策について (報告)

事務局から、資料3-1～3-2及び参考資料に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

「今の自分を大切にしよう」というリーフレットは、裏面が非常に分かりやすくよい。表面は文字が多いが。

(事務局)

中高生で両面とも文字にしてしまうと持って帰らない、見てくれない、ということなので、裏面は子供たち向け、表面は保護者向けのような形で構成している。

(沼野委員)

私の県アミューズメント施設業者協会はこのリーフレットに協賛している。資料を見ていると、小学生が増えてきているので、小学校高学年辺りにも配布してはどうかと御提案させていただきたい。予算の関係もあると思うが。

(事務局)

資料3-2の子供安全見守り講座の開催数は、平成27年度324回で、昨年度の341回に比べて減っているが、親子講座という形での申込みが非常に増加している。昨年度148回、今年度は214回ということで、2万5千人弱の児童生徒にも一緒に聴いていただいている。この時に使うテキストについては6月の審議会で説明させていただいた。漫画とか入ったりちょっとしたチェックリストが入ったりして分かりやすくとっつきやすいものを作って資料化して、皆さんにお配りしている。来年度に向けて講座回数を増やしていこう

と予算的な面でも取り組んでいるところである。小学生も含めてネット機器の所持率が増えている。また、利用時間が2時間以上という小学生が2割近くになってきている。そういった傾向の中、インターネットを使えば色々な所にアクセスして色々なトラブルに巻き込まれたり、不用意な書き込みをしたり、といったことがあるので、しっかり低学年の児童にも啓発を進めてまいりたい。

(4) 議事 (4) 青少年健全育成条例に基づく立入調査について (報告)

事務局から、資料4-1～4-2及び参考資料に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

31店舗(6.5%)が指導されているが、資料4-2を見ると、コンビニエンスストアが一番多い。これは何か。

(事務局)

有害図書区分陳列の不備である。だいたいコンビニエンスストアでは仕切り板は常設されているが、18歳未満購入閲覧禁止の表示が破損していたり、無かったり、ということが見受けられる。今年度は18歳未満購入閲覧禁止の表示不備という指導が9件で一番多かった。

(明石会長)

カラオケボックスは、例えば中学生を入れているとか深夜に入れているなどの指導か。

(事務局)

カラオケボックスは青少年の深夜入場が禁止されており、入場禁止の表示義務がある。こちらは、店頭、入口、カウンターに表示しなければならないが、その表示が不備であったものが3件である。

(明石会長)

行政が回って良く調べていただいた。

本日の審議はほぼ終了したが、その他が用意されています。伊地知委員からお願いします。

(伊地知委員)

私が住んでいる町の情報を提供させていただきたい。資料「日本一の読書のまち三郷」をお持ちしたので御覧いただきたい。私の住んでいる三郷市では、町ぐるみで読書活動を推進している。「日本一の読書のまち三郷」と掲げ、最

近では「家読^{うちどく}ゆうびん」という取組が大変充実しており市内市外に支持されているところである。小さいお子さんから一般の大人まで読んだ本を誰かに向かって書き伝えるというものである。授賞式などをして読書を勧めている。参考になればと思い今日お持ちした。

ネットアドバイザーとして、先ほどから悪口などを書かれたというようないじめ問題や、携帯・スマホの所持率が増えていてチェーンメールなどの被害などもあるということで、資料を拝見させていただき大変勉強になった。卒業式が近くなり、アルバムが配られると、友達の写真を一人ずつ撮って、それをLINEで今度入る中学校の仲間たちに向けて、この子は足の速い子だよ、この子は何が得意だよ、休みがちだよ、などと個人情報を流出する事例も出ている。ネットアドバイザーとしては、保護者の方々に注意を呼びかけているところである。

(明石会長)

実態はすごいな。やはり市民とか町とか県が運動を起こしてくれると元気になると思う。